

平成二十二年第二十一回

荒川区教育委員会定例会

平成二十二年十一月十二日
於）荒川区役所特別会議室

荒川区教育委員会

平成二十二年荒川区教育委員会第二十一回定例会

一 日 時

平成二十二年十一月十二日 午後一時三十分

二 場 所

特別会議室

三 出席委員

委員長職務代理者 高田昭仁

委員 青山敦子

委員 高野照夫

四 出席職員

教育部長 新井基司

教育施設課長 入野隆二

学務課長 樋口隆之

社会教育課長 三枝直樹

社会体育課長 佐藤泰祥

指導室長 鈴木清文

南千住図書館長 東山忠史

五

案
件

(一) 議案事項

議案第三十三号

荒川遊園スポーツハウス条例に対する意見の聴取について

議案第三十四号

荒川区営運動場の設置、管理に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について

議案第三十五号

平成二十二年荒川区一般会計補正予算（第二回）に対する意見の聴取について

書	書	書
記	記	記
湯	浅	大
田	沼	谷
道	佳	
徳	子	実

(二) 報告事項

ア 尾久八幡中学校建替え・区民運動場整備の概要について

イ 東京都教育委員会表彰における区民の受賞について

ウ 新学習指導要領に対応した教育課程の編成について

エ 平成二十二年研究指定校等の研究発表会・報告会の実施について（予定）

オ 第三十一回「あらかわの伝統技術展」の開催について

カ 荒川区指定無形文化財及び保持者の解除について（報告）

キ 荒川総合スポーツセンターの（仮称）キッズルーム等の整備について

(三) その他

委員長

それでは、ただいまから荒川区教育委員会第二十一回定例会を開催いたします。

出席委員数のご報告を申し上げます。五名出席でございます。

本日の会議の会議録署名委員は、高野委員及び川寄委員にお願いいたします。

教育長、あいさつをお願いいたします。

教育長

本日の審議、よろしくお願いいたします。

委員長

八月二十七日開催の第十六回定例会の会議録及び九月十日開催の第十七回定例会の会議録が机上に配付されております。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに確認し、何かお気づきの点があれば事務局まで連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従い議事を進めます。

本日は、審議事項が三件、報告事項が七件ございます。

なお、皆様にお送りした議事日程では報告案件は五件となっておりますが、二件追加となりましたので、ご了承をお願いいたします。

初めに、議案の審議を行います。

議案第三十三号「荒川遊園スポーツハウス条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。

議案第三十三号について説明をお願いします。

社会体育課長

議案第三十三号「荒川遊園スポーツハウス条例に対する意見の聴取について」、ご説明させていただきます。

提案理由でございます。

平成二十二年荒川区議会第四回定例会に議案を提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容につきましては、区立荒川遊園の管理運営方法の見直しに伴いまして、荒川遊園スポーツハウスを教育委員会が設置管理します公の施設として位置づけるため、本条例を制定するものでございます。

内容につきましては資料のとおりでございます。

施行日につきましては、平成二十三年四月一日でございます。

教育総務課長

その経過を含めてご説明したほうがご理解いただけるかと思えます。

今の議案の裏に「あらかじめ遊園スポーツハウス等の財産の移管に伴う条例改正について」という資料をご用意させていただきました。あらかじめ遊園スポーツハウスにつきましては、経過も、あわせてご説明をするために、パンフレットと同時に用意させていただきました。

青山委員

三つ目ですよ。

教育総務課長

はい。

今回の条例改正に至りました経過等につきまして、この資料をもとにして社会体育課長のほうからご説明を差し上げます。

委員長

わかりました。

社会体育課長

説明してよろしいでしょうか。

委員長

はい。

社会体育課長

議案につきまして、その議案の前段となります経過等につきましてご説明させていただきます。「あらかわ遊園スポーツハウス等の財産の移管に伴う条例改正について」でございます。

骨子といたしまして、あらかわ遊園の管理運営につきましては、区は平成二十三年度より現行の指定管理者制度から区による直営管理に変更することを方針決定したところでございます。区による直営管理への変更の際しまして、現在、荒川区教育委員会におきまして区より執行委任を受けて管理しております「あらかわ遊園スポーツハウス」及び「荒川遊園運動場」につきまして、その財産の所管を土木部公園緑地課から教育委員会社会体育課へ移管しまして、一元的な管理・運営を図るため、来る第四回定例会におきまして関係条例の改正等を行うものでございます。経過につきましては、一、荒川遊園の運営につきましては、平成元年度からACC（荒川区地域振興公社）に委託しまして、平成十八年度からは、ACCを指定管理者としまして必要な業務を専門業者に再委託することにより行われてきたところでございます。このたび、区におきまして

現状の重層的な管理運営体制を見直しまして、よりわかりやすい契約形態とするとともに、今後の施設老朽化に伴います大規模な修繕に円滑に対応していくため、二十三年度から区が直営管理することを方針決定したものでございます。

二、区が直営管理を行うに当たりまして、あらかじめ遊園は多くの子育て世代が家族で訪れる施設でございますので、今後子どもたちの安全な遊び場の性格を強めた施設としていくため、その所管を子育て支援部といたします。また、「あらかわ遊園スポーツハウス」及び「荒川遊園運動場」につきましては、現在、土木部公園緑地課から執行委任を受けて管理をしておりますが、体育課に所管を移しまして、他のスポーツ施設と同様に、社会体育課が直接管理運営することが望ましいとされたものでございます。

条例改正等の概要でございます。

一、改正する条例につきましては、全体的には荒川区立公園条例を改正いたします。公園条例から荒川遊園運動場及び荒川遊園スポーツハウスに関する規定を削除するものでございます。

改正する条例の二としまして、荒川区営運動場の設置、管理に関する条例でございます。荒川遊園運動場に関する規定をこの条例に追加したいと考えております。

二としまして、新設する条例でございます。荒川遊園スポーツハウス条例、荒川遊園スポーツハウスの管理運営につきまして規定する条例を新たに新設したいと考えております。

今後の予定でございますが、十一月の第四回定例会で条例案を上程し、二十三年四月から本条例の施行、新体制の管理運営と考えてございます。

この経過に伴いまして、先ほど議案の三十三号でご説明させていただきました荒川遊園スポーツハウス条例に対する意見聴取、並びに、議案三十四号の荒川区営運動場の設置、管理に関する

条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取が発生したものでございます。

教育総務課長

ただいま社会体育課長がご説明いたしました資料の裏面に、荒川遊園につきまして、イラスト図面になってしまいましたが、つけてございます。先生方には正式にご案内を差し上げる機会をまだ持っておりませんが、都電の荒川遊園地前という停留所のそばに面しました、都内でも大変珍しい区立の遊園地施設です。全体で約五万平米ほどあります。北側の隅田川に面した部分がいわゆる遊園地というような性格、それから、都電の停留所に近いところに、網かけになっておりますけれども、スポーツハウスという、都市公園法上の公園施設として、中に運動機能を持った施設が設置されてございます。パンフレットがお手元にあります。アリーナですとかプールなどを有しております。この運動場でございますけれども、こちらのつきましても、荒川遊園という都市公園法上の公園施設の中に設けられた運動施設といった位置づけでございます。北側の遊園地部分は、指定管理者であります荒川区地域振興公社（ＡＣＣ）が指定管理制度のもとで区から運営を受けていたところでございますけれども、それをこのたび直営に戻した上で、その財産の所管、実際の管理を北側の遊園地部分については子育て支援部に、それから、今ご説明をした南側のスポーツハウス、それから、運動場という運動施設部分については教育委員会の社会体育課のほうに移して実際の管理をしていくように変更するといった内容でございます。これに伴い、あらかじめ遊園スポーツハウス並びに荒川遊園運動場に関する条例の整備を行うこととなつたという経過でございます。

補足の説明は以上でございます。大変わかりづらくて恐縮なのですが……。

委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明について質疑はありませんか。

青山委員

これは、要は直営に戻すという話ですよね。

教育総務課長

はい。

青山委員

たしか何事かがあったのですよね。

教育部長

もう少し加えますと、経過の一のときに、結局、あらかわ遊園そのものがACC（荒川区地域振興公社）に指定管理で渡されていると。実際には、ACCに渡されても、コーヒークップですとか観覧車ですとかというものは、専門事業者でないことから、ACCからさらに専門事業者に再委託されている。さらに、大規模な事業者、小規模な事業者がいますので、再々委託も実際には行われています。それをここでは「重層的な」ということで表現をしたものです。

青山委員

直営にして、区役所が直接それぞれ委託するというふうに、要するにシンプルにするというところでですね。

教育部長

はい、わかりやすくする。

青山委員

そのほうがいいですね。

教育部長

例の空気を入れたバルーンのお子様が大きくなげがをされた。風で吹き飛ばされる、アンカーをしつかり打っていないかったというのがありまして、もう店じまいしますよという直前に突風が吹いて、中のお子さんが転げ落ちてしまったという事故が起きました。女の子なのですけれども、外見的にもかなり傷が残りそうなのがなので……。

青山委員

指定管理者でも民間委託でも区の責任が問われるものなのでですね。

小林委員

そうなりますね。

教育部長

調べていくと、ご家族にいろいろご説明していく上で、区があつて、ACCがあつて、さらに専門受託事業者があつて、さらに周辺の細かい受託事業者がいてという、非常にややこしい。一たん直営に戻す、整理をするということとなったものです。

青山委員

東京で唯一の区立遊園ですよ。

教育部長

そうなんです。

青山委員

全国でしたか？ 東京ででしたか？

社会教育課長

全国だと、たしかまだありますよね。動物園と遊園地が一緒になった……。

青山委員

東京では唯一ですよ。

教育総務課長

はい、唯一でございます。

教育長

全国で一番遅いジェットコースターだと言っていますよ。

教育部長

「ジェット」だと速いのです。

教育長

一番遅いのですよね。安全で、一番安くて楽しめるものです。

青山委員

隅田川沿いでいいところですよ。

教育部長

人気投票では花やしきより上へ行ったと聞いています。

高野委員

そうですか。

青山委員

新聞に出るような区の催しは割とあそこでやっていますよね。

教育総務課長

ただいま説明の中では、議案の本体であります個々の条文についてご説明をしております。基本的には、今ある施設を公の施設として改めて荒川遊園スポーツハウス条例の中で位置づけしており、個々の条文の内容は、もともと荒川区の公園条例の中に取りました規定をそのまま今度独立をするというような形のものですから、細かな説明については省略をさせていただいております。

委員長

それでは、ほかに質疑はございませんか。

小林委員

北側の部分は子育て支援部で、南側の部分に関しては社会体育課と分けるわけですね。

教育部長

そうですね。

小林委員

別に重複するわけではなく、分けるという形なのでですね。

教育部長

本日に説明すると結構ややこしい問題がありました：：。

スポーツハウスとあらかわ遊園運動場につきましては、スポーツハウスについては建物の移管を受けまして、運動場については機能の移管を受けるということです。本当は土地ごともらうの

が一番いいのですが、地下に駐車場がありました、ちよつと厄介な問題がございます。運動場については機能について財産移管を受ける、スポーツハウスについては建物の移管を受けるというふうに言っております。そういう意味では、スポーツハウスなどは建物ごと移管を受けますので、総合スポーツセンターと機能的にも管理的にも変わらないスタイルになります。本当は、地べたのことまで受けたかったですけれども、「地下駐車場はどこが……」と言ったら、実は子育て支援部が受けるというふうに……。

委員長

駐車場？

教育部長

はい。地下の問題もあるものですから。土・日に遊園にいらっしゃる方の駐車場がないという問題があったので地下駐車場をつくった時期がございますので、正確にお伝えすると、そういうややこしい問題もございます。

小林委員

そうですか。わかりました。

青山委員

このACCというのは友塚さんが行かれたところですよ。

教育部長

そうです。

青山委員

これもACC？

社会教育課長

はい、そうです。CCといますか……。

教育部長

区別するので、CCということ。

青山委員

なるほど、こちらはCCのですか。

教育部長

はい、コミュニティカレッジで。途中で気がつきまして、アルファベットにすると同じになっ
てしまうよと。

青山委員

こっちはCCですね。

小林委員

一つ質問をさせていただきます。

全国的にスポーツ施設とかで指定管理者というのが導入されてきて、それが経費の削減である
とかサービスの向上につながるということ導入されてきたのですけれども、実際は必ずしもそ
うではなかったり、いろいろな問題が出ていると思うのですね。それを直営に戻すということは、
一つの選択肢としていいというふうに思うのですが、予算的な問題というのでしようか、それは
どうなのでしよう。

社会体育課長

予算的にはまだ決定を受けていないのですけれども、現在のところ、こちらのスポーツハウス

については委託方式でございます。まだ指定管理者になっておりません。先ほどの遊園地はA Cに指定管理しているのですが、スポーツハウスは、今、ドウ・スポーツ、日新製糖という会社に業務委託をしております。来年度についても、今のところは業務委託のままと考えております。将来的には指定管理制度も検討すると思えます。スポーツセンターは指定管理者に入っておりますので、指定管理者制度を見据えた上で、来年度については委託費で予算要求がされているところでございます。

青山委員

区の支出総額は、指定管理者の時代と直営の時代と余り変わらないのでしょうか？

社会体育課長

スポーツセンターで言えば、区からの支出自体は若干減りました。荒川総合スポーツセンターで申し上げますと、指定管理者が独自のスポーツ教室、自分の会社でインストラクターとか抱えておりますので、その人材を有効に活用して自分の得意な、今のスポーツセンターの事業者は体操分野が得意なのでございますが、そのため今、スポーツセンターの中に、従来なかった鏡張りのスタジオをつくりまして、今、ダイエツト教室などが盛況のようです。区が直営の頃から継続している教室以外の新たな教室のほうで収益を上げているようでございまして、現場からもなるべく収益は上げたいので教室をふやしたいとの要望もあがっております。

青山委員

A C Cの人件費もきつと減るのです。

小林委員

そうですか。

高野委員

今、人件費も減るそうですけども、やはり一番大切なのは管理です。今度、これが移管、直轄になるということは、事故が起こったことが原因らしいですから。

教育部長

直接のきっかけはそうですね。

高野委員

だから、ぜひ安全面をしっかりと、安心して遊べる、スポーツできる場所にしてくださるようお願いします。切りかえのときにそこを重点的にやってくください。

社会体育課長

はい。

青山委員

指定管理者にしても、事故があつた場合には区が責任を負うことが明定されているわけですか。国土交通省とか文部科学省だとか三省共同通達でそういう通達が出ています。ふじみ野市のプールするとき、出雲市のプールの事故もやはりそうなのですね。全部、区・市の直接責任なのですね。ですから、本来、区・市に直接安全責任が常に問われるというものは、もともと指定管理者になじまないのです。そういう意味では、小林先生が言われたとおりで、指定管理者にはバラ色の未来があるようなことを言っていた行政学者はさんげしなければいけないです。特に書いていた人。今、これだけ全国で事故だの不祥事だの、又請けだとか再下請けだとか、そういうものがいろいろ横行していて、荒川区でも区の知らないところで再委託みたいなものがあつたではないですか。その種の不祥事が全国で横行していて、それなのに、あのころ、バラ色の未来みた

いに『指定管理者制度』などという本を出していた人たちがこのことについては何も発言しないのが不思議です。

小林委員

そうですね。

教育部長

私などはむしろ……。国の総務省の指導が指定管理にいきなさいと。管理運営委託をやっているのであればということだったのですけれども、直接のきっかけというのは、指定管理者が入ってきたのは、PFIが出てきて、PFIでつくってしまうと、ランニングの部分を民間的な発想でやらざるを得ない。そこから指定管理者制度というのはどうしても出てこざるを得ない制度かなど。ただ、それを全部に広げるまでは必要ないのかなど。実は区議会の評判がよくないので。自分が審査の傘の下から出てしまうというので。

青山委員

それはある意味、民主主義の代議制度の面からいうと、議会のチェックが行き届かないという話ですよね。

教育部長

そういう意味では、議員さん方の中にも、それは与党、野党を問わず指定管理だからよいということではなく、本当によい運営をしているのかという危惧を持って、厳しくチェックすべきだという方もおります。根底に不信感みたいなものがありますね。

教育長

再々委託の場合、従業員が低賃金で雇われている場合もこちらで調べようがないのですね。区

の指導が及ばないというところがあるのですね。人事管理について。

青山委員

そうですね。

教育長

それでいて何かあれば、区に責任が及ぶのは避けられない。

高野委員

もう一つお願いします。

使用料金とか時間ということについても、区民の立場をよく理解して、安全とその二つを見直してもらえたらいいと思います。

社会体育課長

使用時間、料金等につきましても、今年度と来年度は変わらない予定でございます。

高野委員

上手に移管するなり移行するなり、うまくやってください。

教育部長

受託の事業者にも、状況が変わっていきますので、それを十分動機づけて、新たな気持ちでしっかりとやってほしいと意識づけていきたいと思っています。

高野委員

ありがとうございます。

委員長

十年ほど前、僕もよくこのスポーツハウスに泳ぎにいきました。天気がいいと自転車で行ける

のですけれども、雨が降って車で行くと、あの駐車場は実に便利なのです。二百円か何かでとめられる。だけれども、よく考えてみると、スポーツセンターは、プールで泳いでいても、あそこは利用者は駐車料金は無料でしょう？

社会体育課長

スポーツセンターでは無料なのです。

委員長

無料ですよね。

社会体育課長

はい。スポーツハウスは、直接の駐車場ではないものですから有料になっています。

委員長

だめなのですよ。

社会体育課長

はい。

委員長

遊園地の駐車場なのですよ。

社会体育課長

そうですね。

高野委員

みんな百円にするとちよーどいいのではないですか。

委員長

何とかならないのですか。

社会体育課長

今後、検討させていただきます。

委員長

わかりました。

それでは、質疑を終了します。

議案第三十三号について意見はありませんか。

(委員一同 | | | | | 意見なし)

委員長

では、討論を終了いたします。

議案第三十三号について原案のとおり決定することに異議はありませんか。

(委員一同 | | | | | 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第三十三号「荒川遊園スポーツハウス条例に対する意見の聴取について」は、異議なしと回答します。

続いて、議案第三十四号「荒川区営運動場の設置、管理に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。

議案第三十四号について説明をお願いします。

社会体育課長。

社会体育課長

「荒川区営運動場の設置、管理に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の聴取について」、ご説明させていただきまます。

提案理由につきましては、平成二十二年荒川区議会第四回定例会に議案を提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づきまして、区長が教育委員会に意見を聴取するものでございます。

内容につきましては、区立荒川遊園の管理運営方式の見直しに伴いまして、荒川遊園運動場を教育委員会が設置管理する区営運動場として位置づけるほか、新たに運動場の使用料を定めるものでございます。

施行日につきましては、平成二十三年四月一日でございます。

内容につきましては別紙のとおりでございます。

なお、先ほどご説明させていただきました移管に伴いましてこの荒川遊園運動場を記載しておりますが、そのほかに料金につきましても若干説明させていただきます。

料金につきましては、従来、荒川区営少年運動場、荒川区営西新井橋野球場につきまして、それぞれ目的が定められた施設でございます。西新井橋野球場につきましては、一般向けの施設でございます。中学生以下は使用できないということでございます。荒川少年運動場につきましては、一般は使用できず、中学生以下のみ使用という使用目的が決まっておりますので、料金も設定がございませんでした。しかし、使用できる者について例外規定がございましたので、教育委員会が特に定めた場合には指定された者以外も使用できるとしてあります。例えば、少年運動場で高校生がソフトボールを行う場合に使用料金について、適用する項目がございませんでした。

そのため、もし教育委員会で例外が認められた場合には使えるように、荒川区営運動場の規定とあわせまして、今回料金を定めさせていただくものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

委員長

ただいまの説明について質疑はありませんか。

(委員一同 ―― 質疑なし)

委員長

では、質疑を終了します。

議案第三十四号について意見はありませんか。

(委員一同 ―― 意見なし)

委員長

では、討論を終了いたします。

議案第三十四号について異議はありませんか。

(委員一同 ―― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第三十四号「荒川区営運動場の設置、管理に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見の聴取については異議なしと回答します。

次の議案第三十五号「平成二十二年度荒川区一般会計補正予算(第二回)に対する意見の聴取について」は、現在、教育委員会において計画を進めております尾久八幡中学校の建てかえ・区

民運動場の整備にかかわる補正予算に関するものでございます。そのため、議案第三十五号の審議の参考にするため、本日の報告事項として予定されている「尾久八幡中学校建替え・区民運動場整備の概要について」の説明を先に聞き、議案の審議はその後にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、「尾久八幡中学校建替え・区民運動場整備の概要について」、説明をお願いします。

教育施設課長

私のほうからご説明をさせていただきます。

「尾久八幡中学校建替え・区民運動場整備の概要について」という資料をござんただけければと思えます。

教育長

十一月十二日のものね。

教育総務課長

はい。

教育施設課長

こちらのほうで先に今回の計画についての概要を説明させていただいた上で、補正予算についてご説明させていただければと考えてございます。

こちらについては、この二月に基本設計ということでご報告を申し上げたものになってございます。そこから実施設計につなげてまいったので、一定程度のまとめができたということのご報告になってございます。概要のほうをござんただけければと思えます。

二番目です。敷地面積ですが、一万二千九百平米という現況です。

四番目になります。延べ床面積は九千九百四十平米。ただ、区民運動場の管理事務所五百二十平米を含んでございます。

六番目をござらんただければと思います。工事期間です。こちら、前回ご報告のとおりなのですが、平成二十三年四月から平成二十五年二月までを新校舎の建設期間に充ててございます。その後なのですが、平成二十五年四月に新しい校舎で開設後に、あの古い校舎を取り壊した上で新しい区民運動場をつくっていくというような計画にしております。

そちらが図示されているのが、添付資料のA三判の一番後ろのペーパーです。その右側をござらんただければと思います。例えば、右側の二番目、「新校舎建設工事エリアの造成掘削工事」というところの真ん中あたりに「既存校舎運用中」というふうにしてございます。既存校舎で運用しながら、向かって左側、こちらが現在の区民運動場になります。こちらのほうに新しい校舎を建設するという形になります。重複しますけれども、この新しい校舎ができた後に既存校舎を壊した上で新しい区民運動場をつくるというふうな大まかな流れになってございます。

また、最初の資料のほうにお戻りいただきたいと思えます。こういった中で、基本設計の際にご報告申し上げていなかった環境への配慮等について、今回実施設計の中でまとめましたので、こちらをあわせて報告させていただければと思います。

環境への配慮項目なのですが、主に記載の一から八まで項目がございます。これについてご説明いたします。

まず、一番目の項目ですが、空調負荷を低減するためのペアガラスを各教室に設置するというところで考えてございます。ご案内のとおり、既に新しいマンションですとか、新しい戸建はペア

ガラスが標準装備になってきてございます。今回の八幡中学校のほうでもこちらのほうを標準仕様として採用したいと考えてございます。

二番目の項目です。屋上に太陽光発電装置、二十キロワットアワーですが、こちらを設置したいと考えてございます。これも昨年度の話になりますけれども、補正予算、スクールニューディールというところで、七校を二十キロワットアワーのものを設置させていただいてございます。それに加えて、アサヒビールさんのほうから一校寄贈いただいて、計八校で二十キロワットアワーの太陽光発電装置を既に設置してございます。そういう流れに沿う形で今回の八幡中学校のほうにも設置したいと考えてございます。規模にもよりますが、今回の八幡中学校であれば、全体の電力使用料の一割程度がこちらの発電装置のほうでカバーできるかと考えてございます。

三番目です。雨水利用も考えてございます。こちらも、プールを除いた全体の使用料の一五％程度をカバーするぐらいの大規模な雨水の貯蔵庫、貯水庫を設けたいと考えてございます。

四番目の項目です。体育館のほうですが、ソーラーウォールというものを設置したいと考えてございます。これも、以前ごらんいただいた第七峡田小学校のエコ改修の体育館のほうで、屋根のほうに太陽熱の集熱装置を設置いたしました。今回の八幡中学校は高さ制限がかなり厳しくて、屋上のほうにそういった集熱装置はつけられなかったのですが、七峡小学校のエコ改修を踏まえ、という意味で、体育館側の壁にソーラーウォールをつけたいと考えてございます。

五番目の項目です。自然換気も大切だということで、自然の風の流れとこのをかなり意識したつくりにしてまいりました。その中で、差圧式自然換気窓を階段室と体育館のほうに設置したいと考えてございます。これなのですが、温まった熱は上昇気流で上のほうに上がります。その

気流の中で自然に窓があくという形で、気流を絶対満たさないような、自然な気流でうまく自然換気が促進されるようなものがございましたので、そちらのほうを採用したいと考えています。

六番目の項目です。先ほどごらんいただいた一つ前の資料に断面図をつけてございます。ちょっと見づらくて大変恐縮なのですが、左下に、「キープラン」と小さい文字で書いてございます。これが全体の校舎になってございますが、その例えばD-D断面をごらんいただければと思います。D-D断面図が中段右側にございます。こちらが西側から見た校舎になっています。その左側、これが北側になりますが、校舎が新しくつくる堤防を背負う形になってございます。堤防と校舎の間にドライエリアが設けられるというような状況になってございます。

また、もとの資料にお戻りいただければと思いますが、ここで一定程度の冷熱があるだろうと。それを南側に設置いたします武道場のほうに取り入れていきたいと考えてございます。完全ではないのですが、一度、二度、三度ぐらいの若干低い空気が武道場のほうに送り込まれるというような想定をさせていただきます。

七番目、八番目は記載のとおりでございます。これまでもやっておりますことを踏襲してまいりますと考えてございます。

十番目の項目をごらんいただければと思います。工事施工上の配慮ということですが、先ほどごらんいただきました一番後ろの資料をもう一回ごらんいただければと思います。左側のほうが全体の案内図になってございます。隅田川を背にする形で今回の工事エリアがございます。ただ、この工事エリアに入る道路づけが非常に脆弱であるという状況がございます。せいぜいあって六メートル道路であろうというふうになるところなので、四トントラックが入る、出るの限界になってきておるとい状況です。したがって、土を搬入搬出するとなると、近隣の方に相当程

度のご迷惑がかかってしまうということがございます。そういったところから、大変恐縮なのですが、もう一回資料のほうをごらんいただければと思いますが、掘削土については河川を利用するというような形で考えてございます。もちろん、コスト的な部分もございますので、土についてはできるだけ敷地内処理をしまいたいと考えてございます。

そこでのすけれども、もう一度最後の資料をごらんいただければと思います。先ほどごらんいただいた既存校舎の右側です。こちら、今現在は完全な空きグラウンドになっています。野球部が使っているところなのですが、将来的には、ここは宮前公園というような都市計画公園になる予定なのです。こちらが今、全く使用されていない状況なので、このスペースを使っていたいなと思っています。今現在、八幡中学校の実質的なグラウンドが区民運動場になっていますので、そこがつぶれるということになりますので、八幡中学校の新しい実質的な運動場にしていきたいというのが一つです。もう一つは、今申し上げたように、土の自敷地内処理というところが大きな眼目になってくると思いますので、こちらのほうに残土置き場を置いていきたいというふうな形で考えてございます。

また、最初の資料にお戻りいただければと思います。

十一番目の項目です。学校への配慮ということですが、八幡中学校は今プールがございません。夏場になったときに、区民運動場のほうにプールを仮設してそこで運営しているということになります。ご案内のとおり、工事期間中についてはプールが仮設できないということになりますので、外部のプールを利用する。あるいは、今申し上げましたとおり、野球部の活動にもなかなか難しい部分が出てきます。そういうことについても外部を活用するというところで考えているところでございます。

十二番目の区民運動場についてです。新しい区民運動場については、基本設計で申し上げましたとおり、今現在ある機能を維持するというところで考えてございます。二百メートル周回トラック、百メートル直線走路等については確保させていただけると考えてございます。

裏面のほうをござらんただければと思います。契約については、また議案として付議させていただきたいと思いますが、建築工事については、第一回定例会のほうで区議会の議決をもらう予定になっています。その他の工事については、第二回定例会のほうで議決をもらう予定になっています。

最後になりますが、仮設運動場については、今申し上げたとおりのところで、三千平米程度のものを今年度補正を組ませていただければというふうなところになってございます。その上で、四月に仮設運動場でもう既に活用できるような状態にしていきたいというふうなところになってございます。

資料についてのご説明は以上になります。

委員長

ただいまのご説明について質問などありませんか。

高野委員

二ついいですか。

一つは、河川でやるというのはどんなふうにするのか具体的に知りたいことと、十二番目の下、フットサルコート、これはそんなにはやっているのですか。何でこんなのをつくるのですか。

教育施設課長

今、具体的に東京都とも協議しているところなのですが、基本的に、陸側のほうにクレーンを

設置したいというふうを考えてございます。そこで、河川のほうまでもぐっと出してしまおう。河川のほうは、係留した上で、そこに一定程度の土を入れていく。

高野委員

堤防のところにベルトコンベアなどを置いて。

教育施設課長

ベルトコンベアは必要ないだろうと。クレーンでいけるだろうというふうに考えています。

高野委員

そうですか。

委員長

水道局のあれと同じような……。

教育施設課長

そうですね。

教育部長

台船か何かで、引き船を使って簡単に持って行ってしまおうとか、そういう……。

高野委員

それはわかりました。

それから、フットサルと限定しなくて、もっとうまい方法はないのですか。テニスコートは理解できますが、フットサルは。そんなにポピュラーのですか。お願いします。

社会体育課長

先ほどの運動場条例で、現在の区民運動場は陸上競技場で、テニスコート、サッカーもできる

という形で規定しております。現在のところは陸上以外やテニスの利用がほとんどで、サッカーで利用することはごくまれなのでございますが、実際には、荒川区ではサッカーをする場所が非常に少なく、現在、東尾久の多目的広場に二カ所と、荒川遊園運動場で少年サッカーができることになっております。区内にはその三面しかございません。正式にできるところは、荒川河川敷にある少年運動場のサッカーグラウンドの一面だけしかございません。そういうような状況でございまして、その少年サッカーをやっている三面のうち、東尾久の一面が近々水道局に返還せざるを得ない見込みがございますので、こちらの区民運動場が整備されたときには、実質一面減ったところをここで補わさせていただきますと思ひまして、「フットサル」とありますが、実際には少年サッカーが使うことを想定してございます。

高野委員

わかりました。どうもありがとうございます。

委員長

よろしいですか。

小林委員

工事に伴いまして、騒音、かなり音が出るかと思うのですが、その点、地域住民の方の理解というものが非常に重要だと思ひますので、よろしく対応をお願いいたします。

あと、工事の中で非常に大きな音が出る時期というのがありますね。ボーリングとか埋めていくときに。それは夏休みとかそういった期間に充てるようになるのでしょうか。

教育施設課長

施工については、これから施工事業者が決まってから具体的な調整になってくるかと思ひます。

ただ、この地盤というのは非常に弱いです。すぐに水が出てきてしまうところがありますので、相当程度のくいを打たなければいけないだろうと。あるいは、昔ここは製糖工場、アメリカリガリガリガリやらなければいけないということでも、もちろん、既存の校舎で勉強している子どもたちにもそうなのですけれども、今、先生がおっしゃったように、近隣対策というのがメインになってくるかなと。この配置については近隣説明会のほうを二回、延べ四回やってございます。その中でいろいろなご意見をいただきましたけれども、近隣の方々のご理解は今いただいたというような状況になってございます。

いずれにしても、騒音については嚴重に注意してまいる必要があると思います。

小林委員

ありがとうございます。

委員長

よろしいですか。

高野委員

わかりました。ありがとうございます。

委員長

ほかに質問がなければ、引き続き、議案第三十五号「平成二十二年度荒川区一般会計補正予算（第二回）に対する意見の聴取について」の審議に入らせていただきます。

議案第三十五号について説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、議案第三十五号につきましてご説明をいたします。

「平成二十二年度荒川区一般会計補正予算（第二回）に対する意見の聴取について」でございます。

提案の理由でございますが、平成二十二年荒川区議会第四回定例会に議案を提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

具体的な内容でございますけれども、ただいま教育施設課長からご説明申し上げました尾久八幡中学校の建てかえ、区民運動場整備にかかわります教育関係予算、具体的には中学校費になります。これを補正するというものでございます。内容につきましては、資料のとおり、尾久八幡中学校建設工事に先立ちまして、二十二年度中に仮設運動場等の整備を実施するための工事経費、記載のとおり一千五百二十八万八千円、それから、二といたしまして、新校舎の建設工事が二十四年度までと長期にわたるために債務負担行為を設置するものでございますけれども、尾久八幡中学校の建設工事の債務負担額三十八億七千四百三十二万円、こちらにつきまして今回債務負担をするものでございます。

結果といたしまして、二十三年度の予算でございますけれども、本資料の裏面に教育関係予算の総額を記載させていただいております。教育費につきましては、当初予算につきまして八十六億二千七百万円、今回の補正額が一千五百二十八万八千円ということでございますので、補正後の教育費の総額につきましては八十六億四千二百二十八万八千円となります。具体的な内訳につきましては、記載のとおり、中学校費の中の学校施設建設費を一千五百二十八万八千円増額するという補正内容でございます。

それから、もう一枚の添付資料につきましては債務負担でございます。先ほどご説明をいたしました。二十四年度までの尾久八幡中学校の建設工事費は、数年度にわたるものでございますので、今回の補正におきまして総額三十八億七千四百三十二万円の債務負担をいただくものでございます。

今回の教育関係予算の補正内容は以上でございます。どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

委員長

ただいまの説明について質疑はありませんか。

高野委員

汐入が三十億円ですよ。そして、今度、中学ですと八億円多いというのは、期間が長いのと、これだけの立派な内容の施設があるからということとで理解してよろしいのですね。

教育施設課長

汐入東小学校が四十億円。

高野委員

三十億円ではなかったですか。四十億円になったのですか。

教育施設課長

はい、四十億円です。汐入東小学校とほぼ同様というところですよ。

汐入東小学校については、ご案内のとおり、八階建ての高層化を図ったというところが主な工事費増の要因になっております。今回の八幡中学校は通常の学校建設よりも高いです。先ほど申し上げたように、どうしてもトラックの量が相当程度になるだろうと。さまざまな特殊要因がある

関係で、この辺までいっておるといいう状況になっていきます。

高野委員

そういうことで補正もしなければならぬと。そういうことですね。

教育施設課長

はい。

高野委員

わかりました。三十億円と記憶していたものですから、ちょっと高いかなと思いました。

委員長

ほかに質問はありませんか。よろしいですか。

(委員一同 ――― 質疑なし)

委員長

特に質問がなければ質疑を終了いたします。

議案第三十五号について意見はありませんか。

(委員一同 ――― 意見なし)

委員長

では、討論を終了いたします。

議案第三十五号について異議ありませんか。

(委員一同 ――― 異議なし)

委員長

異議ないものと認めます。

議案第三十五号「平成二十二年度荒川区一般会計補正予算（第二回）に対する意見の聴取について」は異議なしと回答します。

次に、報告事項に移ります。

まず、「東京都教育委員会表彰における区民の受賞について」、説明をお願いします。

学務課長。

学務課長

それでは、資料に基づきましてご説明いたします。

表彰の種類でございますが、東京都教育委員会表彰のうち、健康づくり功労という部分でございます。表彰者につきましては東京都の教育委員会でございます。表彰の対象となった活動・功績等でございますが、長年にわたり学校保健活動に尽力され、その功績が認められたというもので、この受賞者の飯土用先生でございますが、峡田小学校の学校医ということで長くお務めいただいて、その功績が今回表彰の対象になっていくというものでございます。

表彰式につきましては、せんだって十一月六日の土曜でございましたが、都庁におきまして実施されているところでございます。

ご報告は以上でございます。

委員長

ただいまの説明について、質問などありませんか。

（委員一同　———　質疑なし）

委員長

続いて、「新学習指導要領に対応した教育課程の編成について」、説明をお願いします。

指導室長。

指導室長

お手元の「新学習指導要領に対応した教育課程の編成について」、ご説明いたします。

平成二十三年度からの新しい学習指導要領に対応した教育課程の編成についての考え方を報告いたします。何回か協議会等でご審議をいただきましたが、正式にご意見をいただきましたと思っております。

一「荒川区立学校の標準授業時数について」、ご説明いたします。(一)が小学校標準授業時数の今年度、そして、来年度から新学習指導要領になります。その比較。中学校は、新学習指導要領は二十四年度からありますが、二十三年度、二十四年度の比較ということでもまずご説明いたします。

そこにありますように、一年生と二年生が三十四時間、三十五時間、授業時数がふえます。ということ、合計が現在の五千六百四十五時間が五千七百四十四時間、六十九時間ふえるという計算になります。中学校は再来年になります。各学年三十五時間ずつの増加ということ、百五時間増加で、二千九百四十時間が三千四十五時間ということでもあります。小学校においては、第一学年、第二学年で週一コマ程度の増時数、中学校につきましては各学年とも週一コマ程度の増時数というふうになります。詳細につきましては、後で裏面で説明いたします。

二番目です。これに伴います教育課程特例校の申請についてご説明いたします。

(一)の小学校の教育課程特例校の申請につきましては、①、小学校一学年から六学年の教科・英語科に関する申請を行う必要がございます。新学習指導要領では、英語活動ということ、全国五・六年生が来年度から英語科を実施いたしますが、本区はすべて英語科という教科で申請を

いたします。この②であります。そのため、小学校三・四年生の英語科の時間は総合的な学習の時間を充てるということが一つあります。そして、③であります。小学校五・六年生につきましては、この英語活動を英語科に読みかえる、この三点について特例校の申請といたします。今までは構造改革特区の申請をしておりましたが、今回は文部科学省における教育課程特例校という形での申請になります。

(二)、中学校の教育課程特例校の申請であります。小中一貫とのカリキュラムの問題がありますが、時数につきましてはすべて学習指導要領が週四時間となるために、特段の申請を行う必要はありません。

三であります。新学習指導要領に対応した教育課程編成の方針が四点です。

(一) 振替休業日を用いない土曜日等の授業を実施するというにおきましては、現在、年間五日を上限としている土曜日の授業時数につきまして月一回程度を想定し、年間十一回を限度とするということの方針といたしたいと思います。

(二) 夏季休業日は現行どおりとし、短縮は実施しない。夏季休業日の短縮については行わないということであります。

(三) 土曜スクール授業につきましては、かなりの学校で定着しております。授業時数がふえるということですが、土曜日の午前中に正規の授業を行い、また、午後、土曜スクール等を行いたいという校長会等の要望がありまして、校長の裁量に基づき実施するというものであります。

(四) 本方針については、必要に応じて見直しを行っていくものということであります。

裏面で時数についてご説明いたします。平成二十三年度、小学校、二十四年度、中学校の教育

課程表がございます。本区の場合、英語のところは、先ほど申し上げましたような形で、総合的な学習の時間を使う場合、また、小学校一・二年生のように、一時間ずつぶら下がるというような状況。全体としてはたくさん授業時数がふえるということではありませんが、先ほど申し上げましたように、国の標準時数より若干多いというものがありません。中学校につきましては、すべての英語科、外国語・英語ですが、すべての学年で四時間授業ということになりました。総時数といたしましては、特段の特区を申請するような形にならないで済むということでもあります。

委員長

ただいまの説明について質問はありませんか。

指導室長

一番よく言われたのは、英語をふやすのであれば、例えば、基礎的な国語をふやしたほうがいいのではないかと。こういった論議は出てまいりますが、小学校一年生からずっと行っている子どもたちが中三になっておりまして、特に小学校で週一時間やっている子の英語というのは、こちらが想像する以上の成果が見え、小さいころから積み上げたものというのは、耳で聞くということに対して特に成果が出ています。これが、例えば国語力を妨げるといふようなことはありませんし、ネイティブスピーカーたちが話す内容を小学生たちは自然に受けとめて、また、自分でも会話ができるというようなことで、プラスの成果のほうがさまざま検証されております。もちろん、様々な意見を持つ先生はいると思いますが、議会として大きく反対が出ているということはありません。

高野委員

わかりました。

教育部長

ただ、決算特別委員会では、もっと日本語を、いわゆる国語を大切にということで、世田谷の日本語科の取り組みをぜひ視察しなさいという質問がございましたので、視察をして、また感想などをお伝えしますという話は答弁の上でお約束しました。近々、世田谷区の日本語学科を視察してまいります。

高野委員

日本の社会そのものがみんな内向きになっていきますから、外を見られるような人たちを、将来を背負う人たちを育てたいですから、ぜひお願いします。

委員長

別紙のほうの小学校の教育課程表の総合的な学習の時間の授業時数トータルが二百八十と書いてあるのは……。

高野委員

下段の右から二つ目。

小林委員

二百十ではなくて二百八十ですか。

指導室長

これは見にくいのですが、二百八十なのです。一・二年生は総合的な学習の時間がなく、三・四年生も五・六年生も七十時間、週二時間程度をやるというのがこの標準時数なのですが、この三・四年生の一時間を英語で使うということをする、総合的な学習の時間が週一時間で探求型の学習ができるかという論議がありました。ただ、これも、文部科学省のほうもこういったこと

は構わないとともに、小・中の校長会のほうも、週一というような形にしないで、例えばどこかで二時間とか三時間まとめる。ない週もあるのですが、そういう形にすることによって探求型の学習ができるので、何とかこの時間を使うことについては大丈夫だろうという判断なのです。では、総合的な学習の時間は七十・七十に置いておいて、もう一こま外側にぶら下げるのはどうかというのは校長会と大分議論したのですが、特に四年生が、見てのとおり、現在九百八十なので、六時間授業を全部やるか、七時間目の授業をつくらないと、もう一枠がつかれないのです。それで、これについては、土曜授業をやるにしても、子どもたちの負担増だろうということ、総合的な学習の時間を一時間ずつ使います。文部科学省のほうも、それについては特例申請をすれば大丈夫ということ、この形を考えたところです。そういう意味で、ちよつと読みにくかったと思います。

教育長

計算がどうしても……。

教育部長

縦計なのです。

教育長

足し算するとどうしても……。

高野委員

右から二行目。

委員長

これ、縦計と横計と合うの？

高野委員

三×七、二十一だというわけ。二百十。

教育部長

横計は、下一けたを足したのだけれども、合っていますね。八四になりますね。

指導室長

そうですね。要するに、実際の三年生・四年生は総合的な学習は三十五・三十五なのですが、これを英語で読みかえているので、カウントとしては総合にやっているような形で読むということなので、二百八十なのです。

教育長

だから、三年と四年は七十・七十をやっているということなのでしょう？

指導室長

そうですね。実質で言えば、三十五・三十五・七十・七十なのです。

高野委員

四×七、二十八だったのでですね。

指導室長

ですが、総合の一コマを英語科に充てていますよという意味なのです。

教育部長

英語の三・四年を充てています。

委員長

英語のトータルが二百九にはならないで、ここは七十減ってしまうことにならないですか。

高野委員

総合的な学習の授業時間を英語に割り振っているから。

委員長

三十五、三十五のダブルスになっているのですね。

高野委員

そういう意味でしょう？

教育部長

縦計が英語のところ三十四・三十五。その三・四年の三十五を抜かして三十五・三十五ですから、トータルすると二百九になりますね。

委員長

これを全部足して二百九でしょう。三年も四年も。

教育部長

三年も四年も足して……。本当ですね。

指導室長

ちよっとわかりにくいのですが、ダブルカウントしているような書き方なのです。

教育長

マイナスが入っているから。

委員長

三十五・三十五がどこかへ消えてしまっているのです。

指導室長

七十、七十で、内数三十五の意味なのですが、そこがちよつとわかりにくいようです。
教育部長

そうすると、総時間に影響するの…。

委員長

総授業時数が変わってこない？

南千住図書館長

総授業数を足すと縦計は五七一四です。

委員長

七十時間変わってしまうでしょう。

南千住図書館長

それで、横は五七八四です。

教育長

新学習指導要領は七千百十四時間になっているのですね。

指導室長

この一番上の数字を全部足すと、要するに、総合は七十・七十・七十・七十やったことになっているのです。そういう意味なのです。実際は、その七十のうちの三十五は英語をやっているのです。

高野委員

総合七十を英語に三十五やってしまったよという意味でしょうか？

指導室長

やっているのですが、英語をやっていると同時に、総合も三十五やった形になっているという意味なのです。

高野委員

三十五・三十五、それが七十だという意味でしょう？

指導室長

そういう意味なのです。そういうふう読みかえるということなのです。

高野委員

そういう意味ですね。

教育長

マイナス三十五と書いてあるから、つい……。

委員長

そうすると、三年と四年の英語のところは七十・七十にならないとおかしい。

指導室長

両方に入っているのです。

高野委員

そうすると、二百八十ではなく、二行目の合計が二百十にならなければいけませんよということになるのですね。

指導室長

そうですね。

委員長

七十時間消えてしまっています。

指導室長

そのとおりのことです。ごまかしているわけではないのですが、そういうふう読みかえて、一応総合はすべて七十やるという規定になっていますので。

高野委員

でも、これはやはり二百八十にならないと……。

指導室長

実質は五七一四なのですね。

委員長

それなら……。

指導室長

工夫したいと思います。

表の表を見ていただくとわかるのですが。

高野委員

わかりました。

指導室長

五七一四なのです。実際は英語をやって総合もやっていますよというみなしの数なのです。内訳を示したはずですが。

委員長

二十三年度合計五七一四のところを、こっちは合計が五七八四になっているからわかりにくか

った。

指導室長

そうですね。説明をもう少し工夫をさせていただきませう。

高野委員

そうですね。誤解を招かないように。

委員長

よろしいですか。

それでは、続いて、「平成二十二年度研究指定校等の研究発表会・報告会の実施について（予定）」の説明をお願いいたします。

指導室長

「平成二十二年度研究指定校等の研究発表会・報告会の実施について」、現在予定されているものについてご説明をいたします。表にありますように、全部で六回、全部は読み上げませんが、国というのは文部科学省の指定校です。区というのは荒川区、都は東京都であります。このような形で研究発表日が予定されております。教育委員の先生方で参加可能かどうかについて、後ほど聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

特にこの中で、第五中学校が文部科学省の国語の評価の研究を受けております。今、新学習指導要領の中で、評価というのをどのようにしていくかというのが大きな課題で、『話すこと・聞くこと』の指導方法と評価の工夫」ということで、学力の定着についてと評価について研究しているところでもあります。そのほか、四峡小は理科・生活科ということ、理科については長く研究しておるところであります。七峡は体育、六瑞と第一中学校は人権尊重の推進校であります。

で、毎年、小一・中一の形で発表させております。峡田小学校につきましても、今回、この「自尊感情を高める」というのが一つ大きな教育課題であります。これを「特別活動の指導と評価」ということで研究発表をすることになっております。

委員長

ただいまの説明について質問ありませんか。

峡田小学校の二月十日は教育委員会でしょうか？

小林委員

重なりますね。

指導室長

これについては後ほどまた調整をお願いしなければならぬというふうに思っております。

委員長

では、出られる方は発表会に参加していただきたいと思っております。

続いて、「第三十一回『あらかわの伝統技術展』の開催について」、説明をお願いいたします。

社会教育課長。

社会教育課長

「第三十一回『あらかわの伝統技術展』の開催について」、ご説明いたします。

骨子でございます。江戸時代から受け継がれた伝統工芸技術の手づくりのすばらしさを広く紹介する事業として、「あらかわの伝統技術展」を開催するものでございます。

事業の概要でございます。

まず、会期でございますが、平成二十二年十二月十七日金曜日から三日間、十二月十九日まで

でございます。時間につきましては、記載の午前十時から午後五時まで。開会セレモニーを十二月十七日金曜日の午前九時十五分から開催いたします。会場につきましては、荒川総合スポーツセンターの大体育室と卓球場でございます。

主催でございます。荒川区、荒川区教育委員会、荒川区伝統工芸技術保存会、荒川史談会となっておりまして、J・荒川マイスター倶楽部にご協力をいただいております。

内容でございます。伝統工芸技術の実演、伝統工芸品の展示・有償頒布、伝統工芸技術の体験、伝統工芸技術記録映画の上映、職人よもやま話、荒川区の匠育成事業・参加者の紹介等となっております。

(十)のところでは、『職人マップ』の改訂版」というふうになってございます。今現在、「職人マップ」の新しいものを作成中でございますので、当日には皆さんに配付できると考えてございます。

内容につきましては、例年と同等の内容となっております。

参加者でございますが、荒川区伝統工芸技術保持者が四十三人、後継者の方が三人、荒川マイスターの方が六人、区外の伝統工芸技術保持者の方が六人、それから、福井県のほうから越前和紙と越前漆器の方お二組でございます。

その他でございます。平成二十二年度の荒川の匠育成事業の応募状況でございます。今年度につきましては、二人の職人さんの方につきまして応募させていただきまして、十月末をもって締め切りをさせていただきました。寄席文字の中村泰士さんのほうでは十三名の方の応募がございました。また、額縁の吉田さんのほうでは二十六名の方の応募がありました。この応募者につきまして書類選考させていただきました。書類選考の結果、寄席文字の中村さんのほうは六人、額

縁の方は八人の方を書類選考で選びまして、これから個別に面接をして、最終的には来月早々に決めたいと考えております。

教育長

各一人？

社会教育課長

一人でございます。一人を決めるという形になります。

お手元に、ダイレクトメールのはがきがついているかと思いますが、ことしは提灯文字の前森さんがモデルとなつてございます。

説明は以上でございます。

委員長

ただいまの説明について質問ありませんか。

寄席文字は、匠の事業は今度二人になるのですか。前の人もやっていましたよね。

社会教育課長

寄席文字をやっていたもう一人の方につきましては、先月から休職という形をとつてございます。これからまた様子を見ながらということになってございます。

教育長

男の方ですか。

社会教育課長

はい、男の方です。

委員長

すらつとした男の方。

高野委員

これ、また、販売するものでしょう？

社会教育課長

はい、そうです。よろしくお願いいたします。

委員長

十二月の押し迫ってからで大変なのですけれども、いつも十月、十一月はスポーツセンターがあかないのですね。スポーツが本来の事業だから。金・土・日が。九月にやったときもあるのですけれども、ことしは九月もいっぱいだったのか、また十二月になってしまつて大変なのです。

社会教育課長

それで、保存会のほうからも、十二月のこの暮れの時期はなかなか忙しくて難しいというお話がございました。一応、体育施設ということですから、社会体育課長のほうにお願いいたしまして、体育の関係団体との調整をしまして、来年度につきましては七月に一応実施する予定で今調整をしているところです。秋というのがなかなか難しいというのがございましたものですから、その中で調整した結果でございます。

委員長

暑いですよ。

社会教育課長

クーラーは入りますので。

委員長

子どもたちがね。

教育長

卓球場にクーラーが入りましたので。

私、去年、おろし金ですか、あれを買って、すごく評判がいいです。あれは最高だと。全然違
うと。

委員長

毛抜きとか、マイスターの人たちの作品はすごくすばらしいです。

教育長

おろし金は抜群です。

小林委員

すばらしいですよ。

委員長

十二月の末というのは、冬休みに入ってしまうぎりぎりではないのですか。

社会教育課長

ええ、入る前でございます。

委員長

その一日だけで、あと、土・日になってしまうのですか。

社会教育課長

はい。

委員長

七月というのも、夏休みに入る前ですか。

社会教育課長

そうです。学校がやっている間に実施したいということ。

教育部長

たしかことしの九月は、土・日の曜日の送りというのでしようか、その関係で、去年、一日多く入る月がございましたが、それが九月にできた年は、通常の四回ではなくて五回土・日が入ってくるような曜日の送りというのでしょうか。そういう形でない……。

委員長

敬老の日と秋分の日と入ってくるのです。

教育部長

ことは土・日が少ないので、十二月にせざるを得なかったと。

社会教育課長

ちよつと秋口が難しいということ、気候のいい、いわゆる五月とかそういう話もあったのです。五月ですと、川の手まつりが四月にありまして、五月の連休があつて、やるとすると五月の下旬か六月の初めというような話もあったのですけれども、そうしますと、今度、地域の祭りがありますので、そうすると、職人さんのほうもなかなか出づらいというようなお話があつたものですから、そういうふうに調整をしていった結果、来年度については七月というよう形になります。

教育部長

日には決まっていますのですか。

社会教育課長

日にちは決まっておりますが、また後ほどご報告させていただきます。

教育長

学校の終業式といろいろと忙しいので。一週間前にやるといいのですけれども、ぎりぎりだったら大変忙しいでしょう。

社会教育課長

来年度は、七月の八、九、十ですね。

教育長

わかりました。

委員長

そのころならいいですね。

小林委員

昨年、参加させていただいて、亀の子たわしを買ったら、大変すばらしくて、ことしもぜひ購入したいなと思います。

高野委員

あれで体をこすったら痛いのですよ。

小林委員

子どもたちが見るといいと思うのですけれども、学校でまとめて来たりというのはないのですか。

教育長

小学校は団体で行っています。

委員長

土・日は学校が休みなものですから、金曜日だけですけれども、団体で見学に来ています。――説明してください。

社会教育課長

ことは、昨日の校長会で、各学校の子どもたちに見ていただきたいということをお願いをしました。例年、小学校四年生が授業の一環という形で、半分ぐらいの学校ですか、見に来ていただいています。ですから、金曜日は子どもたちが結構いっぱい来てしまうので、その辺の時間調整がちょっと難しいところがあります。あなたの学校は何時に来てね、という調整がどうしても入ってきてしまいます。ですから、金曜日も結構人が来ておりますので、よろしくお願いします。

教育長

昨年度、桐のかんなくずがあるではないですか。かんなくずを小学生がみんな大切に持って帰っていました。

小林委員

そうですか。

教育長

かんなくずがでる様子を、初めて見るのではないですか。すーっとすったかんかを引くとでてくることにすごく興味関心があつて……。

委員長

下の部屋で、小学校はまず説明を受けてから、みんな団体で、みんな熱心に、肩から何かかけ

るようにして……。

小林委員

本当にいいですね。

委員長

続いて、「荒川区指定無形文化財及び保持者の解除について（報告）」、説明をお願いします。

社会教育課長

「荒川区指定無形文化財及び保持者の解除について」、ご報告いたします。

文化財の名称及び保持者でございますが、荒川区指定無形文化財・工芸技術・木版画摺・関岡功夫氏でございます。年齢は八十六歳でございます。

指定年度でございます。昭和五十九年に荒川区指定無形文化財保持者に指定をいたしました。解除年月日及び解除理由でございます。平成二十二年十一月六日にお亡くなりになりました。

関岡さんのほうにつきましては、お弟子さんが何人かいらっしゃったことなのですが、今、荒川区内で木版画摺で川嶋秀勝さんという方がお弟子さんということでご活躍をいらっしやいます。川嶋さんは六十六歳だったかと思えます。

また、関岡さんの次男の関岡裕介さんにつきましては、木版画彫という形で今荒川区内で活躍しているという状況でございます。

説明は以上でございます。

委員長

保存会の会長もなさっていたのですね。

社会教育課長

そうですね。

委員長

ただいまの件について質問ありませんか。

(委員一同 ―――― 質疑なし)

委員長

それでは、続いて、「荒川総合スポーツセンターの(仮称)キッズルーム等の整備について」、説明をお願いします。

社会体育課長。

社会体育課長

説明の前にちよつと修正をお願いしたいと思います。

右肩のところに「教育委員会資料」とありますが、その下の日付の欄が「十一月十七日」と書いてありますが、私間違いですので「十一月十二日」に訂正をお願いいたします。

それでは、「荒川総合スポーツセンターの(仮称)キッズルーム等の整備について」、説明させていただきます。

骨子といたしまして、荒川総合スポーツセンターに幼児向け体育遊具を有します(仮称)キッズルームを整備いたします。また、自動販売機コーナーを設置いたしましたして、入館者の飲食物等購入の利便性を確保するものでございます。

一としまして、(仮称)キッズルーム。幼児向け体育遊具を設置しました(仮称)キッズルームを、旧食堂スペースに整備いたします。旧食堂スペースにつきましては、昨年の八月に食堂事業者が撤退したことに伴いまして、現在のところ空きスペースになってございます。その空きスペ

ースの有効利用ということで、昨年度、来館者に對しましてアンケート調査を行いました結果、子ども向けの施設がいいという意見が多くございました。逆に、食堂等のご要望は非常に少なかったものですので、今回、キッズルームという形で整備を考えたものでございます。

(一)、対象でございますが、四歳から六歳の幼児と、ゼロ歳から三歳までの乳幼児と、その保護者と考えております。

「内容」につきましては、テーブルのありました旧食堂部分を、幼児スペースとして、やわらかいウレタン等で保護された平均台やトランポリン、滑り台等の体育遊具を置きまして、これを使いまして運動ができるスペースとしたいと思っております。

別紙でつけさせていただきますました「キッズルーム想定図」という横長の資料がございますが、この想定図の中の下の部分に、点線で囲みましたところが想定でございますが、うんていですか、滑り台、トランポリン、平均台等のスペースでございます。

続きまして、乳幼児スペースとしまして、保護者がそばにいて乳幼児が安全な遊具、ウレタン等のブロックを使いまして、体を動かせるスペースということで、旧厨房部分を想定してございます。キッズルーム想定図で言いますと、右上のじゅうたんやマット等の部分にウレタン等の遊具を置いて、そこで保護者と乳児が一緒になって体を伸ばせるというスペースを考えてございます。

あわせまして、キッズルーム想定図でございますが、左上のところには、授乳室ですとか幼児用のトイレですとかを装備してございます。

(三)、運営につきましては、指定管理者職員が室内の管理を行うこととし、利用は無料といたします。なお、指定管理者は一定の時間を有料の幼児教室として活用できるものいたします。

これにつきましては、乳幼児が使いますので、安全のために必ず職員が受付、また遊具の使用の指導等に当たります。無料の時間もございますが、一部有料の時間を設けまして、幼児の体操教室として指定管理者がそこで収益を若干上げます。その収益をもちまして、無料の部分の人件費も全部賄うということで、区の持ち出しをせずに、指定管理者が人件費を全部賄えるようにと考えたものでございます。

整備方法につきましては、改修工事で、床面、壁面、トイレ等を改修いたします。現在の食堂、厨房等になっているものを児童向け施設に改修するものでございます。内装工事終了後に遊具を設置いたします。工事費は約一千二百九十万円、体育遊具等の備品費一千三百八十万円を想定しております。この整備につきましては、国の交付金、「きめ細やかな臨時交付金」でございしますが、補助率一〇分の一〇が交付される予定でございます。

設置完了の予定時期は二十三年三月でございます。

二といたしましたして、自動販売機コーナーでございます。自動販売機コーナーを旧売店スペースに設置いたします。

内容につきましては、飲料に加えまして、食料品等の自動販売機を設置するというところでございます。これにつきましては、「荒川総合スポーツセンター一階平面図」と手書きで表題がついている添付資料がございますが、エレベーター横のところに売店スペースがございました。従来は有人の対面販売で行いましたが、こちらのスポーツセンターは、指定管理者になりました。開館時間が朝八時から夜は十時三十分と大幅にふえたため、それに合わせた人的な配置が売店では対応できない状況でございました。開いている時間もあれば閉まっている時間も、時間帯によってもまちまちということでございましたので、今回、開館時間等にはすべて対応できる自動販

売機ということで整備を考えてございます。

なお、この売店も昨年の九月から閉鎖しておりますが、売店の再開を望む声は余り受けていませんが、自動販売機の中身をもう少し改善してほしいとの要望の投書を受けたことがございます。

この自動販売機の設置につきましては、自動販売機の設置場所の貸し付けて設置事業者に自動販売機を持ち込んでもらうという形で整備を考えてございます。その相手方となる設置事業者につきましましては、区から一定の要領に基づきまして提案していただきます。設置料金と設置内容、また安全性、そして環境面等を配慮した提案書を受けまして、最適な事業者を選定し、その事業者と契約した後、その事業者が二十三年一月に自動販売機を設置して、自動販売機コーナーを構成するものでございます。

今後の予定でございますが、キッズルームにつきましては、十二月に工事契約をしまして、二月、一月と工事をして、二月の初旬には工事完了と。そして、二月中に遊具を設置しまして、三月に開設したいと考えております。自動販売機コーナーにつきましましては、十二月中に契約をいたしましたして、一月には自動販売機コーナーを開設したいと考えてございます。

説明につきましては以上でございます。
教育長

自動販売機の内容は想定としてどんなものを想定しているのですか。食べるものとか。
社会体育課長

今のところは、若干のお菓子類ですとか食料品、アイス、冷凍食品を考えています。冷凍食品というのは、焼きお握りですとかたこ焼きを解凍して出すものでございますが、もう少しバリエーションをふやしていただきまして、特にイベント等がありますと、来館者が長い時間館内に滞

在しますので、食品の内容を充実していきたいと考えてございます。

教育長

わかりました。

小林委員

質問をよろしいでしょうか。

指定管理者は、一定時間を有料の幼児教室として活用できるものとするということなのですが、この時間というのは大体どれぐらいとか、そういった話し合いはされているのでしょうか。余り長いと、無料で使える時間が短くなりますが、そのあたりはどのようなのでしょうか。

社会体育課長

今のところ、試算でございますが、一時間六百円程度の幼児教室の場合、大体午前中を考えております。午前中の三時間程度、そして、午後につきましては六時ぐらいまでを開館時間とさせていただきます。夜はクローズいたします。午後から夕方までの時間帯を無料の時間と考えております。ですから、半分弱の時間が幼児教室の時間になると。定員の半分弱ぐらいの教室参加者があれば、とんとんになるかなというような粗々の試算でございます。

小林委員

わかりました。

教育長

午後は無料になるのですか。

社会体育課長

今のところは、午後は無料と考えております。ただ、幼児教室のニーズの時間帯がどのようなのか、

まだはつきりわかりません。

教育長

わかりました。

委員長

子どもだけ遊ばせておくということは絶対ないのですね。

社会体育課長

就学児前ですので必ず保護者同伴といたします。ただ、幼児教室の場合は一定の時間お預かりしますけれども、自由の場合には、必ず保護者もついていたかどうかということを考えてございます。

小林委員

四歳から六歳児に関しても保護者同伴と考えてよろしいのですね。

社会体育課長

原則は保護者同伴です。子どもだけで来ないで、保護者が必ず来て、事故等もあるといけませんので、見ていただく形に原則します。

青山委員

ここは指定管理者で継続するわけですね。

社会体育課長

はい。今のところ、二十五年三月までは。

青山委員

ここは何もなかったでしたか。

高野委員

食堂だけです。

青山委員

食堂の又貸しでしたね。

高野委員

この幼児教室というのは、一つのグループで借り切ると。具体的にはどういふのがあるのですか。お絵かき教室とか、そういうことですか。

社会体育課長

今考えているものは、体操教室の幼児版というような形で、幼稚園児に、体操ではないのですけれども、ここにあります平均台ですとか、うんていですとか、石を使って登るクライミングウオールなどを使って体操の指導員が教えるという形で考えております。

高野委員

あくまでもスポーツ中心でということですね。

社会体育課長

そうです。指定管理者が、体操を得意とする業者でございまして、ジュニアの体操育成選手なども独自の教室で指導しているのです。この業者にも、体育教室の下準備ではないですけども、体操の感覚を養うようなトレーニングを幼児にさせてみたいという考えがございまして。

高野委員

わかりました。ありがとうございました。

委員長

子育て支援部とは違う事業だということですね。スポーツなのでですね。

高野委員

スポーツですね。

教育長

今、NHKとかで子どもたちにすぐはやっていきますね。子どもたちはすぐ喜びますね。

委員長

では、よろしいですか。

本日予定しておりました案件は以上です。

十一月から一月までの教育委員会の関係主要行事については配付資料のとおりですが、これに
関して何かありますか。

教育総務課長

事務局からはございません。

委員長

それでは、以上をもちまして、教育委員会第二十一回定例会を閉会いたします。休憩後、協議
会を開催いたしますので、よろしく願います。

――了――